

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

イエメン人権報告書 2018年版

概要

イエメンは共和国であり、大統領、議会、及び独立の司法が憲法に定められている。2012年、副大統領のアブド・ラッボ・マンスール・ハーディ（Abd Rabbuh Mansour Hadi）が与野党により総意に基づく唯一の候補者として大統領に選ばれた。有権者の3分の2が投票してハーディを大統領とし、任期2年を託した。彼が率いる暫定政府は、女性、若者、マイノリティーなど、排除されている集団にまで政治参加を拡大しようとした。2014年、前大統領のアリー・アブドゥラー・サーレハ（Ali Abdullah Saleh）に忠誠を誓う部隊と連携したフーシ派部隊が首都サナアを占拠して、フーシ派部隊とイエメン共和国政府（ROYG）の内戦に火を付け、これは年末まで続いた。

文民当局は治安当局の全体を有効に統制していなかった。フーシ派は国家治安組織の大半と元国家機関の一部を支配した。家族、部族、党、派閥の実力者達が互いに張り合っていることもROYGの権威を弱めた。

2014年、フーシ派の反乱によって、ROYGは「統一政府」に向けた国連主導の和平協定への署名を余儀なくされた。2015年1月、フーシ派部隊が大統領官邸を占拠すると、ROYGは退陣した。2015年2月、フーシ派の部隊は議会を解散し、代わりに、前大統領、アリー・アブドゥラー・サーレハの政党、国民全体会議（GPC）と組んで最高革命委員会（Supreme Revolutionary Committee）を設置した。ハーディはサナア市での自宅監禁から脱出してアデン（Aden）市に逃れ、そこで、フーシ派=サーレハの部隊によるサナア市での措置はすべて憲法違反であると宣言して大統領としての自分の地位を再確認した。さらに、2014年の国民対話会議の原則を守る決意を示し、イエメンの政治プロセスを守ることを国際社会に呼びかけた。

2015年3月、フーシ派部隊は南部イエメンで攻撃を開始してアデン市に入り、その結果、ハーディはサウジアラビアへの逃亡を余儀なくされた。2015年3月、サウジアラビアに率いられた軍事連合がROYGに代わって「決意の嵐（Decisive Storm）」作戦を開始した。2017年12月、サーレハは公にフーシ派と決別し、連合勢力との協力を受けたが、2日後、フーシ派部隊に殺された。2018年5月、サウジ主導の連合軍が海岸で港湾都市のフダイダ（al-Hudaydah）市に向けて大規模な攻勢に出て、この都市を抑えているフーシ派を軍事的圧力によって交渉のテーブルに着かせることを目指した。連合軍はフーシ派に対する空と地上からの作戦を2018年を通して続けた。2018年12月、スウェーデンでの国連主導の協議においてROYGとフーシ派の間の直接対話が行われた結果、停戦とイエメンで最も重要な商業港であるフダイダ市からの撤退が合意

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

され、捕虜交換とタイズ (Taiz) での人道的状況への対処についても合意が成立した。イエメンの他の地域では、連合軍による空爆を含む敵対行動が継続している。

国内の人権問題には、次のものがあげられる：不法又は恣意的な殺害（政治的暗殺を含む）；強制的失踪；拷問；恣意的な逮捕及び勾留；厳しく、生命を脅かす刑務所の状況；政治犯；プライバシー権の恣意的侵害；中傷の犯罪化，検閲，施設封鎖；集会及び結社の自由に対する大きな干渉，市民が自由に公正な選挙を通じて政府を選べないこと；蔓延する汚職；子供を兵隊として採用し使うこと；合意による同性の性行為の犯罪化。

ROYG は人権侵害を行った当局者を捜査，起訴，処罰する措置をとったが，刑事免責がなくなり広範囲にわたった。フーシ派の政府機関への影響力が ROYG の捜査遂行能力を甚だしく阻害した。

サウジが主導する連合軍の空爆の結果，複数のケースで民間人が犠牲となりインフラが破壊された。フーシ派，部族民兵，好戦的な分離論者分子，アラビア半島のアルカイダ (AQAP)，ISIS の支部などの非国家主体が刑事免責の下で著しい虐待を行ったと伝えられている。

第 1 節 個人の完全性の尊重，以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の不法な若しくは政治的動機による殺害

治安部隊の現メンバー又は元メンバーが恣意的又は不法な殺害を行ったとの報告が多数あった。フーシ派部隊による，また AQAP 若しくは ISIS との連携を主張するテロリスト，反乱グループなどの非国家主体による政治的動機での殺害が 2018 年も大幅に増加した（第 1 節 g 項を参照）。

27 人もの聖職者がアデン市と近隣地域で殺害された。2018 年 5 月 9 日，銃を持った身元不明の男が，聖職者のサフワン・アル・シャルジャビ (Safwan al-Sharjabi) がアデン市の混雑した道路を歩いている時に殺害した。シャルジャビなど，暗殺された聖職者の多くは，イスラー (Islah) と呼ばれるイエメンで影響力のあるイスラム教徒政党に所属していた。アデン市の治安責任者で分離論者の南部移行評議会の最上位リーダーであるシャラル・アリ・シャイヤ (Shalal Ali Shaiya) 准将は，殺害の裏に彼の配下の部隊がいるという憶測を否定した。彼は，イスラム教過激主義者を非難した。分離論者の当局者は，イスラー党 (Islah Party) が聖職者の暗殺に関与していると語った。これらの当局者は，イスラーが穏健な聖職者を殺害することで過激な勢力への交代を目

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

指していると主張した。どの暗殺にも関与を主張した集団はなく、逮捕された加害者はいない。

2017年12月に前大統領、アリー・アブドラー・サーレハが暗殺された後、フーシ派は彼の政党である国民全体会議（GPC）のメンバーを積極的にターゲットにした。報道によれば、2018年中にフーシ派はサーレハ忠誠派の弾圧として GPC のメンバー数百人の誘拐や処刑を行った。

b. 失踪

政府治安部隊やフーシ派の動き（第1節 g 項を参照）に批判的な政党、非政府組織（NGO）、メディア各社に関係する人間が政治的動機に基づく失踪と誘拐に遭っている、という報告があった。フーシ派とその協力者は、一般市民である政府治安当局者の家族を勾留することもあった。非国家主体は、外国の外交使節団のために働いていると思われる人間などの外国人を標的にし、勾留した。

政府の全国人権侵害調査委員会（National Commission to Investigate Alleged Violations to Human Rights : NCIAVHR）は、2018年2月1日～7月31日の間に武力紛争の当事者が行った 3,697 件の恣意的勾留、拷問、強制的失踪を記録している。そのうち 3,036 件はフーシ派民兵が実行したもので、661 件は ROYG 及び連合軍が実行したものだ。

AP 通信社（Associated Press）の 2018 年 6 月の調査は、アラブ首長国連邦（United Arab Emirates : UAE）が管理してイエメン人警備員が運営するイエメン東部 18 カ所の秘密収容施設にテロ行為の容疑で数百人の囚人が起訴も裁判も行われずに拘束されていると主張した。ROYG は、主張されている UAE 運営の刑務所を支配していないと述べた。この AP 通信社の報告が公表されてから数日間に数十人の被勾留者が釈放されたと報告されている。

バハイ国際共同体（Baha'i International Community）は、2018 年 10 月、サナア市のフーシ派と結びついた武装兵士がイエメンのバハイ共同体の広報官であるアブドラ・アル・オロフィ（Abdullah Al-Olofi）を拘束して不明の場所に連れ去ったと報告した。彼は数日後に釈放された。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法は拷問及びその他の虐待を禁じている。拷問の包括的定義が法律に定められているわけではないが、拷問行為に対しては最長 10 年の懲役刑を科してもよいと定められている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

複数の NGO 及び報道によると、UAE と連携している部隊に管理されていると言われている収容施設（第 1 節 b 項を参照）で働いているイエメン人の警備員は、収監者を「くじく」ために性的な拷問と辱めを使用した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch : HRW）への 2018 年 4 月の書簡の中で、ROYG は、一部の治安部隊を完全には統制できていないことを認め、ある施設を閉鎖してその所長の雇用を解除する命令を出したことを確認した。ハーディ大統領は、拷問報告についての捜査を命令した。UAE は、囚人の拷問への関与を否定した。

国連人権高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Human Rights : UNOHCHR）は、ROYG の一部で未だに UAE の資金及び指示を受けていると言われているセキュリティー・ベルト部隊（Security Belt Forces : SBF）が外国人移民、国内避難民（IDP）、その他の脆弱な人々を対象に強姦やその他の形の深刻な性的暴力を行ったと報告した。SBF は 2017 年以降、アデン市のダール・サード（Dar Saad）地区のアル・バサティーン（Al Basateen）地域を支配してきた。ここには、少なくとも 4 万人の難民と IDP が居住している。住民の報告によれば、SBF は家族やコミュニティーから金銭を強奪するために恒常的に女性を誘拐・強姦したり強姦を脅迫したりしている。これらの侵害は 2018 年 5 月にも報告が続いていたが、当局はそれに関して捜査も逮捕も行っていない。

2018 年中に、UNOHCHR には、政治保安機関（Political Security Organization : PSO）と全国保安局（National Security Bureau : NSB）の被勾留者の不当な扱いと拷問に関する情報が継続的に届けられた。犯罪捜査部（Criminal Investigation Department）、サナア市のハブラ（Habrah）及びアル・サワラ（al-Thawra）刑務所、フーシ派支配下のその他の施設についても同様である。

NCIAVHR、国際 NGO、メディアの報道によると、拷問及びその他の形の虐待はフーシ派の勾留施設では一般的であり、フーシ派により普通に行われている。2018 年 9 月に公表された HRW の報告書には、フーシ派が恣意的に逮捕した被勾留者を残酷に扱った 16 件の事件が記述されている。その状況は多くの場合拷問に相当するものであり、鞭打ちや、背中側で腕を拘束した状態で壁から吊すことが含まれる。2018 年 12 月 7 日の AP 通信社の報告には、性器を使って囚人を吊すことや酸で焼くことなど、無数の拷問事件が記述されている。一部の事件では、フーシ派の番人が情報や自白を得るために被勾留者を拷問することもあった。被勾留者の家族に関係するある擁護団体は、2014 年以降フーシ派による勾留中の拷問によって 126 人が死亡していると主張した。

刑務所及び収容施設の状況

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

刑務所の状況は、厳しく、生命を脅かすほどであり、国際基準を満たしていなかった。ROYG の刑務所施設の管理は限定的であった。政府当局者と NGO は過去何年にもわたり、過密収容、看守の専門的訓練の不足、衛生不良、不十分な司法へのアクセス、審理前の収監者と判決を受けた収監者の混在、ケース・マネジメントの不在、資金不足、インフラの悪化を、18 の中核刑務所と 25 の予備刑務所（審理前収容施設とも呼ばれる）の問題として指摘していた。特別な収容施設はなく、当局は身体的又は精神的な障害を持つ囚人を一般人と一緒に収容していた。UNOHCHR は 2018 年、勾留施設は、過密である、建物が傷んでいる、食料と医薬品が不足しているなどの劣悪な状況にあると報告した。

メディア及び国際 NGO の 2018 年の報告では、ゴキブリの入った食事、拷問の蔓延、一切の医療の欠如など、フーシ派の勾留施設での劣悪な状態が明らかにされた。UNOHCHR によると、フーシ派と連携する部族民兵（現地では人民委員会と呼ばれる）がサナア市の少なくとも 8 カ所の勾留施設を運営していたとのことであり、これにはアル・シュアブ（al-Shu'aub）地区のハブラ（Habra）、バニ・ハシャイシ（Bani Hashaysh）地区のハタレシ（Hataresh）、ハッダー（Haddah）地区のアル・サワラ（al-Thawra）及びアリ・モーセン・アル・アーマーの家（House of Ali Mohsen al-Ahmar）などが含まれる。

地方の部族は、伝統的な部族の裁判に基づく無許可の「民間」収容施設を運営していた。部族の指導者達は「問題のある」部族の男性を民間の刑務所（これは族長の家の部屋にすぎないことがある）に入れ、犯罪以外の行動を理由に罰することがあった。裁判も裁判での刑宣告もないまま、個人的理由や部族の理由で部族当局が人を留置する、ということはしばしばであった。

物理的状況：引き続き武力紛争は刑務所の状況に悪影響を及ぼした。観測筋によると、地方を中心にほとんどの刑務所は過密であり、衛生状態が劣悪であり、食料が不足し。飲料水が入手困難であり、医療が不十分であった。2018 年の刑務所内の人数については限られた情報しか入手できなかった。

紛争が勃発する前、各地の NGO から、いくつかの地方刑務所や女性用刑務所の中には、また首都の刑務所の中にも、年少者を成人と一緒に収容しているところがあるという報告があった。習慣により、刑務所で生まれた小さな子供と乳児は 9 歳まで母親と一緒に拘束されたままになっていた。刑務所当局は女性の囚人全員について、施設入所時に妊娠テストを行った。

報告によると、政治犯は拷問、虐待、その他の形の酷使に遭遇し、他の囚人は厳しい物理的状況に置かれた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2018年9月にHRWによって公表された報告書の中で、以前フーシ派によって勾留されていた人々が、刑務所の警備員に殴られたと主張し、劣悪な衛生、トイレ利用の不自由、食料と健康への配慮の不足について記述している。彼らは、公式の勾留施設の多くと非公式施設のすべてで家族との面会は拒絶されていると語っている。被勾留者が自分の勾留に異議を唱えたり虐待を報告したりするための手順は定められていない。多くの場合、フーシ派の警備員は、家族に通知することなく被勾留者を別の施設に移動させていた。

2018年中の収監者数については確かな統計が入手できなかった（第1節a項を参照）。

運営：2014年のフーシ派が掌握してからの刑務所運営については限られた情報しか入手できなかった。記録維持が貧弱であり刑務所と政府の間のコミュニケーションがないため、当局が刑務所内の人数を正確に推定するのは困難であった。

囚人と被勾留者のために仕えるオンブズマンはいなかった。過去の慣行の下では、囚人は司法当局に苦情を提出できるものの、NGOの報告によれば、当局はそうした苦情を概して無視した。当局は一般に、家族が被勾留者の場所を知っている場合には訪問者が囚人や被勾留者に面会するのを許したが、治安上の犯罪で告訴された人間の家族には限定的なアクセスしか与えなかった。囚人や被勾留者が宗教上の式典に参加することは概して許可した。

独立監視：引き続く紛争は、中立的な人権擁護監視員による刑務所の十分なモニタリングを阻んだ。UAEと連携している部隊によって管理されていると言われているいくつかの施設に対して、国際監視要員は限定的なアクセスしか与えられなかった。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は恣意的な逮捕と勾留を禁じているが、どちらも続いた。法律は日没から夜明けまでの間の逮捕又は召喚を禁じているが、当局が何人かの犯罪容疑者を夜、正当な理由もなく自宅から連れ出したとの報告が、各地のNGOからあった。2018年末の時点で、内務省（Ministry of Interior）の治安部隊はなおも大部分がフーシ派の支配下にあった。

アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International：AI）は、教授で政界実力者であるムスタファ・アル・ムタワケル（Mustafa al-Mutawakel）が2017年4月にマリブ（Marib）でROYG部隊によって恣意的に逮捕されたと報告した。2018年末時点で、彼は起訴されることなく勾留が続いていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2018年8月に、フーシ派は、NGOのムワタナ（Mwatana）の共同創業者であるカマル・アル・シャウィシュ（Kamal Al-Shawish）を勾留し、拘束を続けた。ムワタナは、国内の人権状態を遠慮なく批判してきた。

AIは、フーシ派が支配下の地域で数十人の批判者や反対者の恣意的な逮捕や勾留を続けていると報告した。勾留された人々には、ジャーナリスト、民間個人、人権擁護者、バハイ共同体メンバーが含まれていた。

警察及び治安組織の役割

国の基幹的な治安・情報収集組織である PSO と NSB は、2014年にフーシ派の支配下に入ったが、それらの体制と活動は以前と変わっていないようであった。しかし、イエメン政府は、国内の支配領域で PSO と NSB に対する地位を維持した。法律により PSO と NSB は内務省に直属し、それを經由して大統領の監督下にある。PSO と NSB の間の関係と協調努力は不明確であった。法律は PSO に政治犯罪と妨害行為を特定し、それと戦う任務を課している。NSB の任務の多くは明確な規定がなかった。

犯罪捜査部（Criminal Investigation Division）は内務省の監督下にあり、重要な捜査と逮捕のほとんどを行っていた。しばしば群衆の整理を担当する同省の準軍事的な特殊治安部隊（Special Security Forces : SSF）は、テロ対策部と同様、内務省に所属していた。国防省（Ministry of Defense）も、国内の混乱を鎮め国内の武力紛争に参与する部署を正式の監督下に抱えていた。

治安当局者の刑事免責はなおも問題であり続けた。この原因の一部はイエメン政府の行使する権限が限定的であったことにあり、また虐待や腐敗を捜査し起訴する有効な仕組みがないということも一因となった。SSF、大統領警護隊（Presidential Guard）（前共和国防衛隊：Republican Guard）、NSB、及びその他の治安組織は、表向きは内務省、国防省、大統領官邸（Office of the President）の文官当局の監督下にあった。しかし、国内の和解を推進する地域の努力が行き詰まる中で、これらの機関の文民統制が弱体化し続けた。免責の問題を増幅させるものとして、利益集団、例えば前大統領サーレハー族やその他の部族、政党の主体が、しばしば正式の命令系統よりも非公式の経路を通じて、治安機関以上に影響力を拡大するということがあった。

逮捕手続及び被勾留者の扱い

ROYG は、2015年の移転以降、裁判所と刑務所のシステムの多くに対して支配能力を喪失し、どちらも劣悪化した。犯罪の実行中であるか召喚状を提示してからでなければ当局は人を逮捕してはならない、と法律に定められている。その上、当局は被勾留

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

者を 24 時間以内に法廷に召喚するか、さもなければ釈放しなければならない。勾留が必要であるか否かを判定する裁判官又は検察官は、逮捕の根拠を容疑者に伝えなければならない。当局は裁判所の命令を得ずに被勾留者を 7 日間を超えて拘束してはならないと法律に定められている。法律は隔離拘禁を禁じ、逮捕されたことを家族に伝える権利を被勾留者に与え、弁護士不在時には質問に回答しないことを被勾留者に許している。政府は貧しい被勾留者のために弁護士を提供しなければならない、と法律に定められている。国連、NGO、メディアは、2018 年にこのような規定を紛争のすべての当事者が頻繁に無視したと結論した。法律には保釈の規定があり、フーシ派当局は特に、賄賂を受け取った時にのみ保釈を許すとして非難された。部族の仲裁人は、地方の訴訟を正式の裁判システムと無関係に処理するのが一般的であった。

被勾留者は、どの捜査機関に逮捕されたのかを知らないことがしばしばであり、捜査機関は人の勾留場所を非公式に移すことにより、頻繁に問題を複雑化させた。フーシ派が支配するようになる前、治安部隊は、逃亡者の居場所を確認するまで逃亡者の親戚を人質として勾留するのが通例であった。当局は、親戚を勾留するのは、それが司法妨害をした時だけであると述べたが、人権機関はこの主張を退けた。

恣意的な逮捕：紛争勃発の前、当局は多くの被勾留者の名前を記録せず、被勾留者の一部を公式の収容施設に移送せず、2018 年の間、多くの被勾留者を何度も逮捕し釈放した。2018 年 9 月、国連イエメン賢人専門家会議（UN Group of Eminent Experts on Yemen）は、自らの調査によって、国内各地で恣意的な勾留が蔓延していることを確認したと報告した。ほとんどの被勾留者が逮捕や自分に対する容疑の理由について情報が与えられておらず、弁護士や判事との接触は拒否され、長期間あるいは無期限の期間にわたって隔離拘束されていることも報告された。国連賢人専門家会議はさらに、紛争の当事者が報告外の勾留施設を使用していて、これは被勾留者を法律の適用外に置く試みであろうと報告した。

2016 年 10 月から 2018 年 4 月までの間に、連合軍は 148 人の漁業者を逮捕し、これらの人はサウジアラビアの勾留施設に連行されて隔離拘束されていると言われている。ほとんどの人は釈放されたが、18 人の漁業者（全員が 1 年を超えて拘束されていた）は行方不明のままである。

多くの地域では、フーシ派部隊とその協力者が人々を恣意的に勾留し、軍事サイトなどにある仮設刑務所に監禁した。その他の非国家主体も人々を恣意的に勾留した。NGO の報告によると、フーシ派部隊は、被勾留者の家族の訪問も法律代理人も拒否したとのことである。2018 年 9 月に公表された HRW の報告書（第 1 節 c 項を参照）の中で元被勾留者が描写している事例では、フーシ派が親戚から金銭を強奪するためや

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

対立する部隊に拘束されている人と交換するために個人を違法に拘束した。この報告書には、2014年以降の類似の事例が数十件記載されていた。

国連イエメン賢人専門家会議は、フーシ派が「残虐な扱いや拷問、個人の尊厳に対する暴挙など、戦争犯罪に相当する可能性のある行為に及んだ」と結論した。専門家は、フーシ派による学生、人権擁護者、ジャーナリスト、政治的反对者と思われた人、バハイ共同体メンバーの勾留を記述している。

審理前勾留：2018年中の審理前勾留の慣行について入手できる情報は非常に限られていたが、告訴されないままの、又は告訴されたものの合理的期間内での公開の予備的司法審問のないままの長期勾留は、法律により禁じられているにもかかわらず一般的慣行であったと考えられた。スタッフの不足、司法の非効率、及び腐敗が審理の遅延を引き起こした。

被勾留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える法的資格：逮捕又は勾留された人が勾留の法的根拠について法廷で異議を申し立てる権利を与えられているかについては情報が限られていた。法律には、当局は被勾留者を24時間以内に法廷に召喚するか、さもなければ釈放しなければならないと定められている。また、裁判官又は検察官は逮捕の根拠を容疑者に伝えなければならないと定められている。しかし、ROYGはこの法律を施行する能力を欠いていた。

UNOHCHRの報告によると、ハーディ政府が支配する地域であるアデン市とムカッラー（Mukalla）市において、被勾留者が適切なプロセスの不在に抗議するハンガーストライキを行った。HRWの指摘によると、UAEが監督する部隊が運営していると言われる南部の収容施設に人々が入れられたいくつかのケースでは、アデン検察当局が釈放命令を出したものの、それが順守されなかった。

ムワタナは、フーシ派により勾留された人々は受けた告訴内容を知らされないことがしばしばであると主張した。フーシ派が支配している裁判所から釈放命令が発行されたが、未だに釈放されていない、というケースがいくつかあった。

e. 公正な公判の否定

UNOHCHRの報告によると、親政府系部隊が支配を回復した地域において刑事司法制度はほぼ消滅しており、連合軍を後ろ盾とする部隊がその空隙を埋めていた。ほとんどのケースで、UNOHCHRが文書記録しているように、被勾留者は自分の逮捕の理由を知らされておらず、起訴されておらず、弁護士や判事との接触は拒否され、長期間あるいは無期限の期間にわたって隔離拘束されていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

憲法は独立の司法を定めているが、フーシ派の支配下では司法は弱体であり、腐敗、政治的干渉、適切な法律研修の不在により妨げられた。裁判官の社会的及び政治的なつながりと時折の贈賄が判決に影響した。政府の能力不足と、裁判所の命令を時々施行したがるにないことが、特に都市以外の場所で司法の信頼性を損なった。犯罪者が司法のメンバーを脅し、困らせて、訴訟に影響力を行使した。

フーシ派当局は、審理なしで 2013 年から勾留されていたバハイ教徒のハメド・カマル・ビン・ハイダラ (Hamed Kamal bin Haydara) に 2018 年 1 月 2 日の公開処刑を宣告した。NSB は、彼が背教行為、布教活動及びイスラエルのためのスパイ活動の罪を負っていると主張した。ビン・ハイダラの話では、当局は勾留してから最初の 45 日間、彼を拷問したとのことであった。フーシ派は、支配権を掌握した後、彼を監禁状態のままとし、彼に対する裁判手続を継続した。ビン・ハイダラは、処刑を待ちながら刑務所に勾留されたままである。

バハイ国際共同体と AI の報告によると、国家レベルのリーダーを含む 20 人を超えるバハイ教徒が 2018 年 9 月 15 日のサナア市の裁判所の審理で審理の通知を受けることなく起訴された。フーシ派が支配する裁判所は、背教行為及びスパイ活動で彼らを非難した。審理の開始時には、判事、検察官、その他の裁判所官吏しか出席していなかった。その後の 2018 年 9 月 29 日の審理では、判事が被告の名前を新聞で公表することを検察官に求め、裁判所が判決を決定するまで彼らの財産を凍結することを命じた。

裁判手続

法律は、有罪が証明されるまで容疑者を無罪と見なす。審理は一般に公開であったが、どの裁判所も「公衆のセキュリティー又はモラルの理由で」非公開審理を行うことができる。証人と容疑者を尋問する時に積極的役割を演じる裁判官が、刑事訴訟で判決を下す。被告は出席して、弁護士と時機を逸さず相談する権利を有する。被告は自分に不利な証人に反論し、質問することができ、また自分に有利な証人と証拠を提示することができる。法律には、政府は重大な刑事訴訟で貧しい被告のために弁護士を提供しなければならないと定められている。過去、政府はそうしたケースで必ずしも弁護士を提供しなかった。法律は、被告側弁護士がその依頼人と相談し、法廷で証言し、証人及び関連する証拠を調べることを許している。被告は上訴する権利を有し、有罪を証言又は告白するように強制されることはありえない。適正な手続が順守されたか否かについては、入手できる情報が限定的であった。

管轄の限られた裁判所が治安事件を検討する。特別刑事法廷である国家治安裁判所 (State Security Court) は、非公開審理において異なる手続で作業し、普通の裁判所で提供されるものと同じ権利を被告に提供しなかった。被告側弁護士は依頼人の起訴内

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

容や裁判所のファイルに十分なアクセス権を持たなかったと伝えられている。出生記録がないことが年齢証明の困難さを増幅した。これは裁判所が年少者を成人として判決を下すことにつながり、これには死刑宣告にふさわしい犯罪も含まれていたと報じられている（第6節の「子供」を参照）。

制定された裁判所に加え、犯罪以外の問題については部族の裁判システムがある。部族の裁判官（普通は尊敬される族長）は、しばしば刑事訴訟でも部族の法律に基づいて判決を下したが、これは正式の告訴状提出のない公の告発を含むのが通常であった。部族の調停は刑罰よりも社会的一体性を重視することがしばしばであった。部族の調停は正式の裁判システムよりも部族のプロセスの結果を尊重することが多かったが、多くの人はこれを腐敗であり中立性に欠けると見なした。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

政治的な囚人や被勾留者の報告が多数あった。

AI の報告書によると、国内南部の 5 県において UAE 及びそれと連携するイエメンの民兵が 2016 年から 2018 年 5 月までの間に 51 人の男を勾留したとのことである。51 人のうち、19 人は年末時点で行方不明である。勾留された人の多くは、根拠のないテロリズム関係の容疑で逮捕されたと活動家は言っている。AI の追加説明によれば、逮捕の多くはアルカイダ (al-Qaida) 又はイスラム国 (Islamic State) の一員であるとの「根拠のない疑い」に基づいていた。むしろ、AI の報告によると、勾留された人の中には、連合軍及びその協力者の批判者が含まれていた。これには、活動家、ジャーナリスト、ムスリム同胞団のこの国の支部としての政党であるイスラーのメンバーが含まれていた。

フーシ派は国家機関を掌握した後、活動家、ジャーナリスト、デモ指導者、及びフーシ派に対抗する様々な政治的な集団や組織を代表するその他の政界実力者を勾留した。被勾留者を公に告訴したわけではなく、現地の若しくは国際的な人権組織への情報提供、又はそれらによるアクセスを厳しく制限若しくは禁止した。公の告訴がないため、当局が犯罪活動又は政治活動を理由に被勾留者を監禁しているか否かの判定がしばしば困難であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

法律は人権侵害について、私人に対する不法行為請求などといった民事上の救済手段を追求する限定的な法的資格を定めている。そうした努力が 2018 年にあったという報

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

告はなかった。市民は政府を直接訴えられないが、調査の開始を検察官に請願することはできる。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に対する恣意的又は不法な干渉

法律はこれらの行為を禁じているが、当局はこれらの干渉を続けた。人権擁護 NGO によると、フーシ派治安勢力は、合法的に発行された令状もなく、また司法の監督も受けないまま、家宅や民間事務所を搜索し、電話を盗聴し、個人の郵便や電子メールを読み、その他の方法で私事に立ち入った。

法律では、電話を盗聴することや個人の郵便物や電子メールを読むことを検事総長が許可することが義務付けられているが、この法律が慣行として順守されていたことを示すものはなかった。

当局が恣意的に強制した規則の下で、市民は内務省、NSB、及び（場合により）PSO の許可を得なければ外国人と結婚できない。配偶者となる外国人が、自国政府が結婚に反対しない旨を示す大使館の書簡を提供し、裁判官の署名がある結婚契約書を提示すれば、内務省は外国人との結婚を承認するのが普通であった。贈賄によって承認がスムーズに下りることはしばしばであった。現在の慣行については情報が入手できなかった。

g. 国内紛争での虐待

フーシ派は 2014 年、首都を支配下に収め、多くの政府事務所を占拠し、2015 年にはハーディ大統領とその政府を移転させた。続いて起きた紛争は年末時点でなお続いていた。国連主導の和平プロセスは、敵対行為の休止を再度確立する、年間を通しての周期的な試みを含んでおり、その最新のものは 2018 年 12 月に行われた。この努力はいくらか前に進んだが、紛争は継続している。2018 年全体を通して、サウジ主導の連合軍は、UAE の積極的役割を含め、フーシ派に対する軍事作戦を続けた。

イエメン政府は 2016 年、アデン市と南部のその他の地域で存在を再度確保した。2018 年 10 月 18 日、アブドルマリク・マイーン・サイード (Abdulmalik Maeen Saeed) がアーメド・ビン・ダガー (Ahmed Bin Dagher) と交代してイエメンの首相に就任した。内閣の一部はサイードと共にアデン市にとどまり、さらに何人かの閣僚がマリブにも配置された。ハーディ大統領は国外、つまりサウジアラビアにとどまった。

2018 年を通じて、交戦する当事者が支配地を失ったり取り戻したりする中、衝突が起きた。軍の忠誠心は多くの地方勢力の間で分かれた。フーシ派、イスラー党 (スンニ派イスラム教徒) 及びラシャド党 (Rashad Party) (サラフィー, Salafi) の支持者、南

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

部分離主義運動ヒラク（Hirak）の部族部隊と連携した武装分離論者、政府側抵抗勢力、及び ROYG の武装勢力の参加を得たサウジ主導連合軍の地上部隊の間での武力衝突が国内の数箇所に拡大した。AQAP などのテロ集団が、政府の代表者及び施設、フーシ派戦闘員、ヒラクのメンバー、及びイスラム法に違反する行動を非難されたその他の勢力に多くの破壊的攻撃を仕掛けた。

2018 年 6 月、連合軍は UAE とイエメンの部隊の先導によりフダイダ市で陸上の攻勢を開始した。連合軍は同市南部の空港と、最終的にはキロ 16（Kilo 16）とキロ 10（Kilo 10）も確保し、サナア市への人及び物品の輸送と移動を有効に制限した。

外国の観測筋は、砲撃と空爆による市民の犠牲、及びインフラの破壊を取り上げて戦闘の全当事者を批判した。

戦闘の結果、国内の人道状況が著しく悪化した。国連によると、840 万人が飢饉のリスクに直面し、国内人口の 80%とも言われる人々が年末までに人道支援を必要とした。2018 年の間、推定 230 万人の市民が国内避難民の状態にとどまった。国連の推定では、医療施設のうち機能を維持していた割合はわずか 55%であった。

イエメンは 2016 年にコレラが発生し、2017 年 4 月には 2 度目としてさらに大きな蔓延があった。国連は世界最大規模の発生だと報告し、疑似患者は 100 万人を超えた。世界保健機関の報告によると、2018 年 7 月 15 日から 9 月 22 日までの間に、疑似患者は 79,500 人を超え、関連死者数は 166 人を超えた。

殺害：国連、NGO、メディア各社、人道機関、国際機関は、引き続き衝突の全当事者による不釣り合いで無差別の武力使用としてそれらが特徴付けるものを報告した。

UNOHCHR によると、2015 年 3 月から 2018 年 6 月までに、少なくとも市民 16,706 人の犠牲が出ており、紛争において 6,475 人が死亡し、10,231 人が負傷した。そのデータによると、記録された市民の犠牲のほとんどの原因は連合軍の空襲であった。UNOHCHR の専門家グループは、空襲が住宅地域を襲って 500 人を超える市民が死亡した事例 60 件と、空襲が公共スペースを襲って 300 人を超える市民が死亡した事例 29 件を調査した。例えば、2018 年 8 月 9 日には、連合軍の空襲はサアダ（Sa'ada）県でスクールバスを襲い、少なくとも 40 人が死亡して 79 人が負傷した。その多くは、学童であった。連合軍は後に、スクールバスの事件は「不正」であったと判断した。

また、メディアと NGO は、市民の犠牲がフーシ派とそれに連携する人民委員会による無差別の砲撃にも起因していると報告した。2018 年 8 月 17 日の報告書で、国連賢人専門家会議は、自宅内にいる時や水や食料の調達のために外にいる時にタイズの近辺で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

フーシ派による砲撃や狙撃によって女性や子供が撃たれる事例を報告した。サウジアラビアのメディア報道によれば、2018年8月8日にフーシ派の部隊によってサウジアラビアに打ち込まれたミサイルの破片によって市民1人が死亡し、11人が負傷した。

HRWは、2018年早々にアデン市を訪問した後、4月の声明で、フーシ派の部隊は居住区域を含む6つの行政区域で地雷を使い、このために紛争開始以降数百人の市民が死亡し不具になったようであると報告した。武力紛争位置及び事象データ・プロジェクト (Armed Conflict Location and Event Data Project) によると、フーシ派の部隊によって敷設された地雷によって2016年以降222人の市民が死亡した。紛争兵器研究所 (Conflict Armament Research) による2018年3月の報告書によると、イエメンの道路脇爆弾は、イラクとバーレーンでヒズボラ (Hezbollah) やイランとつながりのある反乱分子が使用する爆弾に似ていた。2018年8月、連合軍の地雷除去チームは、過去2年間に30万個を超える地雷の爆発性戦争残存物 (ERW) を処理したことを報告した。さらに、国連開発計画が実施している国際資金によるERW除去作戦が2017年に510万平方メートルの範囲で136,000個の爆発性危険物を処理した。

その他の死亡は、AQAPやISISなどの武装集団による攻撃と殺害によるものであった。

ガーディアン紙は、人口密度の高いフダイダ市内での両勢力間の戦闘によって11月の3週目からの2週間に少なくとも150人が死亡し、夏以降に445,000人以上が逃亡することになったと報道した。

UNOHCHRは、攻撃対象外のリストに指定されているにもかかわらず、連合軍のミサイルが人道的施設を襲った事例を少なくとも32件報告した。2018年6月11日、国境なき医師団 (MSF) は、ハッジヤ (Hajjah) 県のアブス (Abs) 地区にある新しいコレラ治療センターが空襲を受けたと報告した。MSFは、この施設の位置座標が12回の異なる機会にわたって連合軍と共有されていたと述べた。

連合軍は、民間人の犠牲についての調査を実施し、間違いを認め、目標設定手続を見直すことを確約した。リヤドに拠点を持ち、連合軍加盟国出身の軍人と民間人14人から成る連合軍の合同事件評価チーム (Joint Incident Assessment Team : JIAT) が、市民の犠牲者が出たと報じられているいくつかの空襲事件を調査した。UNOHCHRなどの組織は、連合軍のJIAT調査は攻撃のための目標設定手順に対して十分な透明性をもたっていないと主張し、HRWは、JIATの公的な結論からは、JIATによる調査実施と国際人道法の適用に関して深刻な疑念が生じたと述べた。

拉致：ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists : CPJ) は、2018年3月1日の7人のアクバル・アル・ユーム (Akhbar al-Youm) 紙のスタッフの拉致を報告

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

した。彼らは、セキュリティー・ベルト部隊が 1 カ月間勾留した。アデン・アルガッド (Aden al-Ghad) 紙編集長のファティ・ビン・ラズラク (Fathi bin Lazraq) は、2018 年 7 月 1 日にアデン市のエマージェンシー・バタリオン (Emergency Battalion) によって 8 時間にわたって 勾留されたと CPJ に語った。ラズラクは、エマージェンシー・バタリオンはセキュリティー・ベルト部隊の傘下で活動していると語った。ラズラクは最終的に、反テロ部隊の司令官の命令によって同日釈放された。

HRW は、フーシ派が支配する政治保安オフィス (Political Security Office) が身代金目的で誘拐を行っていて、時には勾留されたことが親類に知らされるまでに数カ月経っていると報告した。HRW がインタビューした女性は、夫を解放するために過去 3 年間にわたってフーシ派の当局者に 150 万イエメン・リアル (6,000 ドル) を支払ったと主張した。夫は、フーシ派に拘束されたままであった。国連イエメン専門家パネル (UN Panel of Experts on Yemen) は、政治保安オフィスのメンバーが「勾留から利益を得ている」ことを明らかにした。

物理的虐待、刑罰、及び拷問：2018 年 8 月の HRW の報告書は、UAE が運営する秘密収容施設でイエメン人警備員が実施した拷問の結果として 49 人以上が死亡したと主張した。AI は、セキュリティー・ベルト部隊とエリート部隊 (Elite Forces) によってアデン県、ラヒジュ (Lahj) 県、アビヤン (Abyan) 県、ハドラマウト (Hadramawt) 県、シャブワ (Shabwa) 県で 2016 年 3 月から 2018 年 5 月までに勾留された 51 人の男の事例を調査した。現在及び過去の被勾留者と家族は、アムネスティに、殴打、電気ショックの使用、性的暴力を含む虐待を報告した。ある被勾留者はアムネスティに対し、仲間の被勾留者が繰り返し拷問された後に遺体袋に入れて運び去られるのを見たと言った。別の元被勾留者は、アデン市の連合軍基地の UAE 兵士が、出血するまで繰り返し物体を肛門に挿入したと言った。彼はまた、頭部だけが地上に出ている状態で地中の穴の中に入れて、その位置で放置されて自分の身体に排便・排尿するようにされたとも言った。

HRW は、フーシ派の部隊が強奪や金銭収奪を目的として頻繁に人質を勾留したと報告した。フーシ派に勾留されている間、被勾留者は、殴打、鞭打ち、壁への拘束、杖打ち、強姦の脅迫、フーシ派当局者による家族の強姦の脅迫が行われたことを語っている。被勾留者は、虐待の後の医療支援や治療を拒否され、多くは釈放された時に身体的・心理的健康の問題を抱えていた。

HRW は、2018 年早々にアデン市を訪問した後、4 月の声明で、フーシ派の部隊は居住区域を含む 6 つの行政区域で地雷を使い、このために紛争開始以降数百人の市民が死亡し不具になったようであると報告した。2018 年 8 月、連合軍の地雷除去チームは、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

過去2年間に30万個を超える地雷の爆発性戦争残存物（ERW）を処理したことを報告した。さらに、国連開発計画が実施している国際資金によるERW除去作戦が2017年に510万平方メートルの範囲で136,000個の爆発性危険物を処理した。

子供の兵隊：イエメンの法律及びROYGの方針は慣行を明確に禁止しているが、18歳未満の子供が政府、部族、フーシ派、過激派の部隊のために武力紛争に参加した。ROYG軍は、子供の兵隊を採用したことを強く否定した。国内の戦闘員の3分の1近くが18歳未満であったとの推定がいくつかある。出生記録の統一的システムがないため年齢証明が一層困難であったが、そのことが時として軍隊の年少者採用に寄与した。

UNOHCHR事務局長は、2017年に11歳の少年を含む少年の採用と使用に関して842件の確認された事例を報告した。このような事例の3分の2近くはフーシ派の部隊であるとされ、2016年と比較してセキュリティー・ベルト部隊とイエメン軍に関する数が大幅に増加している。国連は、敵対する当事者とのつながりの疑いによって軍隊や武装集団が少年の自由を剥奪していることも記録している。

「子供を救え（Save the Children）」などの国際的NGOの報告によると、部族（主にフーシ派と連携している）（政府から武器と資金を支給されて正規軍とともに戦う部族を含む）は未成年の新兵を戦闘地域で使ったとのことである。UNOHCHRの調査では、政府、連合軍が支援する部隊、フーシ派の部隊のすべてが軍隊や武装集団に子供を徴用・徴募して敵対行為に積極的に参加させたことを示す情報を報告した。これらの報告は、ROYGによって強く否定された。フーシ派はまた、検問所に就かせ、人間の盾として行動させ、あるいは自爆犯として働かせるため日常的に子供を使った。報じられるところによると、北方部族地域の戦闘では12～15歳の既婚少年が戦闘員に含まれていたとのことである。部族の慣習では、既婚少年は部族に忠誠を誓うべき成人と見なされる。結果として、国際的な、また現地の人権NGOによると、部族戦闘員の半数は18歳未満の若者であった。他の観測筋は、部族が少年を危険な方法で使うことは稀であり、戦闘員としてよりも見張りとして使ったと述べた。

2018年、フーシ派及びその他の武装集団（部族民兵、イスラム教徒民兵、AQAPを含む）は、ますます多くの子供を紛争参加者として採用、訓練、配置した。2018年2月のAI報告によると、フーシ派の代表者は若い少年や男に戦闘を奨励するセンターを各地で運営していた。ある情報筋は、フーシ派は各地の代表者に採用割当を課していると述べた。UNOHCHRは、フーシ派の部隊が学校、病院、戸別訪問で子供を強制的に採用し、愛国心や金銭報酬に訴える手法を使用しているとも報告した。

国務省（Department of State）の年次報告書「人身売買報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を併せて参照されたい（www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

その他の紛争関連の虐待：紛争当事者はいずれも、人の移動、物資、人道支援に対し日常的に厳しい制限を課した。食料不安、燃料不足、現地インフラの損傷、及び人道支援組織から弱い人々へのアクセスの不在が人道的状況の悪化に寄与した。

反政府派が占拠した紅海の港や政府支配下の港に向かう一部の人道目的と商業目的の支援貨物は、政府、連合軍、又は両方により通行許可を引き延ばされるか拒否された。連合軍は特定の積み荷に対する制限を継続し、その二次検査手続によってイエメン国連検証・検査機構（Verification and Inspection Mechanism for Yemen）によって承認された船舶が不確実性や遅延に直面した。

フーシ派民兵が政府機関を力づくで乗っ取り、その運営を誤ったため経済が悲惨な状況に陥り（労働者の賃金不払いや、フーシ派民兵が管理する検問所などで蔓延する腐敗の疑惑）、それが食糧支援の時宜を得た効率的な配給に深刻な影響を及ぼし食糧不安を増幅した。

民兵は食糧、医療用補給品、支援設備を積んだトラックを検問所で拘束し、主要都市への進入を阻んだり遅延させたりした。

医療施設や医療従事者が攻撃されるという報告があった。人権のための医師団（Physicians for Human Rights）は、医療施設や人員に対する武装攻撃 12 件を確認し、そのうち 2 件は救急車への攻撃だった。2018 年 2 月 24 日、タイズ市のアル・サワラ病院（Al-Thawra Hospital）は、覆面をして銃を持った者が正面ゲートで医師を誘拐した後に、抗議として閉鎖した。2018 年 5 月 6 日、数十人の武装戦闘員が同病院の緊急用・手術用の部屋に侵入し、医師を脅迫し、ある患者を銃撃した。人権のための医師団は、2018 年 3 月、4 月、5 月に迫撃砲がタイズ市及びフダイダ市の病院を襲った事例を何件か報告した。

市民を戦闘員の盾に使うという報告があった。フーシ派の部隊は、連合軍による空襲の脅威にさらされた軍野営地と弾薬庫で捕虜を人間の盾として使ったとのことである。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a. 言論及び報道の自由

憲法は、報道機関などについての表現の自由を「法律の許す範囲で」定めているが、新聞・出版法（Press and Publications Law）はジャーナリストに国の結束を支えることを求め、国の長に対する批判を禁じている。反政府派は定められたこの権利を順守せず、政府はこの権利を施行する能力を持たなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

表現の自由：紛争のすべての当事者は、表現の自由に対する権利を厳しく制限し、女性の人権擁護者、ジャーナリスト、活動家は性別を理由とした特有の抑圧に直面した。現地の人権擁護者は、政府、連合軍、フーシ派部隊による嫌がらせ、脅迫、中傷の活動に直面した。

2018年3月4日、フーシ派はほぼ2年間勾留していた2人のジャーナリストを釈放した。イエメン・メディア全国機構（National Organization of Yemeni Media）によると、ほかに14人がフーシ派が運営する刑務所に勾留されたままである。

報道の自由：紛争勃発の前、暫定政府は放送とテレビのチャンネルを規制する法律を承認した。多くの国内民間放送局はメディア制作会社認可を得て活動しており、いくつかの放送局は国内視聴者向けの放送を国外から発信していた。

2018年7月、イエメン・ジャーナリスト・シンジケート（Yemeni Journalists' Syndicate：YJS）は、2018年前半に100件の報道の自由の侵害を記録したと発表した。これには、誘拐、逮捕、拷問、報道施設の封鎖、給与の差し止めなどの脅迫が含まれた。YJSによれば、ROYGは政府の建物や安全保障基地で47件の虐待の訴えを受けており、39件はフーシ派が、6件は連合軍が、8件は不明の人物が行ったものである。

暴力と嫌がらせ：メディア各社に対する一連の虐待は、親政府系人民抵抗部隊、フーシ派、及び部族民兵が関与していた。例えば、セキュリティー・ベルトとヒドラミ（Hadrami）部隊を含む親政府系部隊は、勾留慣行及び軍事行動についての苦情を公表したことで、市民社会組織を襲撃したり、平和的なジャーナリストやデモ参加者を勾留したりし、メディアや監視者に対して嫌がらせを行った。CPJは、ROYG支持派と思われるアル・ショモウ・ファウンデーション（al-Shomou Foundation）のオフィスに対する2018年3月の武装襲撃について報告した。週刊のアル・ショモウ（Al-Shomou）と日刊のアクバル・アル・ユーム紙を印刷するために使用される印刷機に男達が火を付けた。アル・ショモウ・ファウンデーションのプレジデントは、襲撃者が自動車に乗ってやって来て、アデン市内外で活動する「セキュリティー・ベルト」部隊と一致する制服を身に付けていたとCPJに語った。3週間後に、7人のアクバル・アル・ユームのスタッフが同じ場所から拉致された。

国際ジャーナリスト連盟（International Federation of Journalists）の会員、イエメン・ジャーナリスト・シンジケートによると、ジャーナリストに対する暴力と嫌がらせのキャンペーンはフーシ派民兵とサーレハに忠誠を誓う部隊が関与していた。政府は暴力と嫌がらせに対しジャーナリストを保護する相当の措置をとれなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

フーシ派がフーシ派に反対する活動家、ジャーナリスト、政治指導者の家に行き、逮捕その他の手段を使って反対者と思う人々を怯えさせ反対意見を黙らせる、という事例が複数あった。HRWによると、当局は、捕らえる人間から見てフーシ派の運動に反対と思われる集団に加入しないと約束する契約に署名するよう被勾留者に強制することがしばしばであった。

検閲又は内容の制限：フーシ派は、通信省（Ministry of Telecommunications）など報道と通信を管轄するいくつかの省を支配した。同勢力はその立場を利用して、以前は政府により運営されていた放送と活字のメディアが取り上げるべき項目を選び、自派に批判的な報告を許可しなかった。フーシ派が支配している通信省とインターネット・プロバイダーは、フーシ派の意図に批判的であると当局が見なすウェブサイトとドメインを封鎖したと伝えられている。UNOHCHR は、フーシ派の部隊がテレビ・チャンネルを検閲し、新聞紙の出版を禁じたと報告した。

中傷／名誉毀損取締法：「国の長を務める人」に対する批判、「人々の間に反対意見と分断」を拡散する可能性のある「虚偽情報」の発表、「イエメン革命の原理に反する考えの拡散」につながる可能性のある資料、並びに「アラブ、友好国、又は両者の関係を損なう意図のある虚偽のストーリー」は犯罪であると法律に定められている。

非政府系勢力の影響：国際メディアと国際人権団体は、2017 年前半から自組織の人員がサナア市への出入りで国連の飛行機を使用する許可を連合軍から得ることができないと言っている。独立監視員は、南部の政府支配地域まで商業航空便を利用し、それから陸路を移動して危険な前線を越えて他の地域に向かう必要がある。UNOHCHR の報告によると、フーシ派の部隊は多数の市民社会組織の施設を襲撃あるいは閉鎖し、少なくとも 2 つの NGO の銀行口座を含む資産を凍結した。

インターネットの自由

検閲がインターネットの自由に影響を及ぼし、フーシ派がサイバースペースに侵入した目立ったケースがあった。フーシ派の支配下にある公共通信公社（Public Telecommunications Corporation）は、反政府勢力の政治課題にとって危険と考えるウェブサイトやインターネット・ドメインへのユーザー・アクセスを組織的に妨害した。

国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、2018 年に人口の 27% がインターネットを使用し、6% が家にインターネット接続を備えていた。

学問の自由と文化的行事

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

治安と時々ある物議を醸すスピーチについて政府がなお懸念していることを反映して、NSB はキャンパス内の恒久的事務所を維持した。高等教育省（Ministry of Higher Education）と学術機関にいる政党関係の職員は、大学の教授と管理者を政治的に受け入れ可能であるかという視点から採用前に審査し、一般に特定政党の支持者を優遇した。カリキュラムが検閲される、あるいは教授や学生が制裁を課されるといった事例は報告されなかったが、支配権獲得後のフーシ派及びその他の勢力によるキャンパスへの侵入と教職員の勾留は、反対者と見なす彼らを怯えさせるためのものようであった。

b. 平和的集会及び結社の自由

法律は平和的集会と結社の自由を定めているが、これらの権利は国内の多くの地域（つまり、政府が支配していない地域）で尊重されていなかった。

平和的集会の自由

法律は平和的集会の自由を定めている。フーシ派とその協力者は、国の様々な場所で、デモと抗議に対して度を越した武力行使をもって応じた。

結社の自由

法律は結社の自由を定めているが、フーシ派が NGO に嫌がらせをして閉鎖したことが報じられている。法律は結社と設立を規制し、NGO の設立と活動を定めている。当局は登録を毎年行うことを義務付けた。法律は登録された NGO の税と関税を免除しており、政府に対しては NGO の登録を拒否する理由（NGO の活動は国にとって「有害」と考える、など）を示すことを義務付けている。法律は NGO が政治又は宗教の活動に参加することを禁じている。法律は NGO の外国からの資金調達を認めている。法律は NGO 内部の選挙を監視するように政府に義務付けている。2018 年に NGO 登録の試みがあったという既知の事実はない。

c. 信教の自由

国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照されたい (www.state.gov/religiousfreedomreport/)。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

国内移動、国外渡航、国外移住、帰還の自由が法律に定められている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2016年、連合軍はサナア市の国際空港を商業航空便に対して閉鎖して国連の人道航空便のみを許可し、そうすることで数千人の現地市民が海外の医療を求めることが妨げられた。国を出る必要がある人々は代わりの経路を試みたが、これは高いリスクとコストを伴って活発な前線を越えて長距離の移動をする必要がある。

2014年以前、暫定政府はIDP、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者、その他の憂慮される人々への保護と支援の提供において、国連難民高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Refugees : UNHCR）及びその他の人道支援組織と協力した。しかし、フーシ派の支配権獲得、連合軍の空襲及びフダイダ市の攻勢により、国内の多くの地域は治安上の懸念から人道支援組織が行きにくい場所となった。ROYGは、能力とガバナンスの問題のために、政府が支配している地域でもなお法律を施行しなかった。

UNHCRによると、国の法律と方針は国際基準に合致していたが、必要な人を保護し支援する当局の能力が限られていた。フーシ派は、ビザの制限や検問所など、年間を通じて即興の予測できない要件を人道支援組織に課し、そのことが同派支配地域での人道支援プログラムの実施を困難にした。

移民、難民、及び無国籍者の虐待：複数のNGOが過去何年もの間報告してきたことであるが、犯罪的密輸集団が多数の「キャンプ」をイエメンとサウジの国境の市、ハラド（Haradh）の近くに建設し、そこで過激派が強奪と身代金を目当てに移民を拘束した。

UNHCR、国際移住機関（International Organization for Migration : IOM）、その他のパートナーは、収容施設へのアクセスに際し引き続き困難を味わった。UNHCRとIOMは関連の省と交渉して、勾留中の難民と庇護希望者を観察する代替の方法を見つけた。

IOMの記録によれば、2018年前半に50,000人を超える移民と難民が新たにイエメンに到着した。政府とフーシ派は相手方に採用されることを恐れて移民を勾留したとIOMは報告した。政府は移民を出身国に送還できたが、フーシ派は一般に期限を定めず移民を勾留した。IOMはフーシ派と協力して勾留中の移民を支援した。それとは別に、UNHCRとIOMは協力して、移民のために支援付き自発帰還を提供し、ソマリ人難民のために支援付き自然帰還を提供した。2018年10月18日時点において、UNHCRとIOMが2017年9月のプログラム開始以来でアフリカの角に帰還する支援を行った難民と移民の数は2,600人を超えた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2018年4月、HRWは、南部港湾都市アデンの政府当局者がブレイカ（Bureika）収容施設でアフリカの角からの移民と庇護希望者に拷問、強姦、処刑を行ったと報告した。当局は、庇護希望者が難民保護を求める機会を拒絶し、大勢の移民を危険な状態で海に追放した。2018年4月時点で、主にエリトリア人の移民約90人が国内にとどまっていた。

また、フーシ派の武装集団は、フダイダ市西部港湾近くの施設で恣意的に移民を劣悪な状態で勾留し、庇護や保護手続へのアクセスを提供しなかった。HRWは、過密状態、医療アクセスの欠如、身体的虐待を指摘し、被勾留者は炎症やただれを示していると報告した。2018年前半に、フーシ派の部隊によってフダイダ市の施設にとどめられていた少なくとも一つの移民集団（子供7人を含む87人）がアデン市に移動するとの条件で解放された。イエメン兵士がその集団を途中で止め、アデン市のブレイカ収容施設に連れて行ったと伝えられている。

国内移動：反政府勢力部隊、抵抗部隊、治安部隊、及び部族の男達は主要道路に検問所を構えた。多くの地域、特に治安が有効な中心部より外側の地域では、武装した部族の男達が自前の検問所を構えて（時には軍又はその他の治安職員と一緒に）頻繁に移動の自由を制限し、旅行者に対し物理的嫌がらせ、ゆすり、窃盗、又は身代金目当ての短期間の誘拐をしばしば働いた。紛争による道路、橋、その他のインフラの損傷も、人道支援と商業的な貨物の搬入を妨げた（第1節g項を参照）。

制限は場所により異なるが、女性には一般に移動の自由がなかった。いくつかの観測筋によると、サファディ（Safadi）のような保守的な場所では女性に対する制限が強いとのことであった。オックスファム（Oxfam）の報告によると、AQAPのような過激なイスラム教徒集団の支配地域では、検問所の男達がますます強硬に「マーラム（mahram）」（人前では男性の親戚が付き添わなければならないという女性の文化的義務）の順守を要求する、とのことであった（第6節の「女性」を参照）。

サナア市を出る非イエメン国籍者はすべて、当局から旅行許可を義務付けられた。

現地観測筋によると、フーシ派の支配地域を出たイエメン人が国内南部に行くと、大きな差別と困難に遭遇するとのことであった。

外国旅行：過去、女性はパスポート又は出国を申請する前に、夫などの男性後見人の許可が必要であった。夫又は男性の親戚は、空港にある「搭乗拒否リスト」に女性の名前を記入することにより、女性が出国しないようにすることができた。紛争の前、当局は女性が子供と一緒に旅行する時、この要件を厳格に施行したが、当局がこの要件を施行したという報告は2018年にはなかった。とはいえ、女性の国外旅行に類似の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

制限を課そうとするフーシ派による試みはあった。紛争によるインフラの悪化と治安の不在を背景に、多くの女性は単独での旅行を拒否したと報じられている（第 6 節の「女性」を参照）。

国内避難民 (IDP)

UNHCR の 2018 年 10 月のファクト・シートによると、約 200 万人の避難民がおり、そのうち 89%は避難期間が 1 年を超えていた。IDP 帰還者は約 100 万人いた。政府の IDP 登録システムは 2015 年の紛争拡大以降、休止状態である。

人道支援組織の IDP へのアクセスは、紛争継続のため一般に限られており予測不能であったが、多くの人道支援組織は国内の複数の場所で存在を維持した。国連によると、なおも首都で機能していた人道支援組織、現地 NGO、慈善団体はサナアの IDP を食料、シェルター、非食料品によって支援した。サアダ出身の IDP は、基本的家財を購入するための現金へのアクセスが限られていると話した。

人道組織は、紛争当事者が人道支援物資の配給に干渉したと報告した。フーシ派の部隊は年間を通じて武装強盗を働き、車両を奪ったが、この種の制約は一般に紛争地域の病院でのことであり、支援全体に占めるその割合は小さかった。一般的治安悪化のため、憂慮される人々への人道支援組織のアクセスが制限され、いくらか予測不能であった。国連によると、2,220 万人が支援を必要としていた。

食料不足が国全体で大きく拡大し、急性栄養不良の割合が IDP 及びその他の脆弱な人々の間で上昇した（第 1 節 g 項を参照）。「子供を救え」によると、総人口の 64.5%が食料不安を抱え、840 万人が飢餓の瀬戸際にあり、国内の子供の半数は発育不全であった。推定 40 万人の子供が栄養不良であった。

IOM の報告によると、大部分の IDP は親戚、友人、又は賃料の支払遅延のため頻繁に立ち退きを迫られる賃貸住宅に避難した。その他の IDP は、タイズ県とラヒジュ県を中心に、学校、医療施設、宗教建物など、公的又は民間の建物の中の、これまでにないシェルターに宿泊した。2018 年 9 月時点で、UNHCR は基本救援品を 383,549 人の IDP に、緊急シェルター・キットを 59,882 人に、賃料補助金を 108,396 人に提供した。2018 年 1 月、UNHCR は IDP 家族のための 1,700 戸の臨時シェルターの建設を完了し、年末時点でハッジャ県で 3,200 戸が建設中であった。UNHCR は、フダイダ市での戦闘で避難した家族を支援するために、2018 年 9 月末までに 27,767 個の基本救援品キットと 4,430 個の緊急シェルター・キットを提供した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

サウジ政府が運営するキング・サルマン（KS）救援機関（King Salman Relief Agency）は 2018 年 9 月、アル・カウクハ（al-Khawkha）に臨時キャンプを設置した。これは、フダイダから逃亡してきた IDP に住居を提供し、水タンク、移動式診療所、シェルター資材（キャンプと毛布を含む）を供給するためであった。このキャンプは 420 人の IDP を収容でき、運営を拡大して最終的に 30,000 人の IDP に恩恵をもたらす計画がある。

難民の保護

国は紛争の間、様々な国からの難民を受け入れた。多くの難民はイエメン国内の治安と経済状況の悪化のため、ますます脆弱になった。ソマリア、エチオピア、エリトリア、その他の難民は、国の一般的貧困と危険を共有した。

UNHCR の 9 月のファクト・シートによると、国内の難民と庇護希望者は 280,000 人を超え、その大半はソマリアとエチオピアからであった。UNHCR と IOM によると、多くは仕事を求めてサウジアラビアに行こう、又は戻ろうとするところであり、国内紛争は終わったという密輸業者の虚偽情報をもとにイエメンに入ったとのことであった。戦闘のため、多くはアデンを去り、カラズ（Kharaz）のキャンプや南部の町に避難した。ROYG は避難民に物理的保護を提供できず、フーシ派が北部で、政府が南部で運営する各収容施設に多くが収容された。UNHCR の話によると、フーシ派と ROYG のどちらが支配する施設でも、避難民は物理的、性的な虐待と拷問を受け、強制労働をさせられ、多くが人身売買の対象になりがちであったとのことであった。

送還：アデン市近くのブレイカ移民収容施設にいるエリトリア人、エチオピア人、ソマリア人の被勾留者は、イエメンで難民の地位を主張することを許されず、仲間の数百人の被勾留者が過積載状態の船で海に戻されたと主張した。2018 年中の本国送還については情報が入手できなかった。

庇護へのアクセス：難民認定又は庇護については法律の規定がなく、庇護希望者に保護を提供するシステムがない。過去何年か、政府は入国したソマリア人に難民認定を自動的に与えていた。フーシ派は、その支配下にある地域で難民認定の決定プロセスを引き継ごうとし、結局、多くの避難民が書類の有効期限を切らしてしまった。UNHCR は人々にアクセスして支援を提供することができ、難民の登録について解決を得るためフーシ派と協力した。政府の支配下にある南部イエメンでは、UNHCR は政府と協力しつつ難民認定の決定を引き続き行った。

移動の自由：紛争により道路、橋、基本インフラが損傷しているため、移動の自由は難民を含む国内の誰にとっても依然として困難であった。国内の空港は大半が著しく

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

損傷しているか商業輸送に対し閉鎖されており、そのため誰にとっても旅行は困難であり、避難民もこれに含まれる。フーシ派が支配している地域では、非公式の検問所が無用な遅延を引き起こしたか、人又は物品の移動を阻んだ。

基本サービスへのアクセス：避難民は紛争が続いていたため基本的サービスへのアクセスを欠いていた。国連の推定によると、2018年になお機能していた公衆衛生施設は約55%にすぎない。多くは紛争により損傷したため閉鎖され、中には破壊されたものもあり、どの施設も医薬品や発電機を動かす燃料などの補給品が不足していた。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

法律は、全員が持つ平等な選挙権に基づく自由で公正な定期的選挙を通じて平和的に政府を選ぶ力を市民に与えている。紛争の勃発は政府の始めた新しい投票人登録プログラムを中断した。2014年の紛争勃発以降、選挙が行われていない。

選挙及び政治参加

最近の選挙：憲法の要素に優先しハーディ大統領の任期を暫定的政治的解決が行われるまで延長できるようにするGCC-I（国内の和解を推進する2011年の地域的取り組み）の下で、大統領選挙は未決定のままであった。2014年、国民対話会議（National Dialogue Conference：NDC）内で活動していた政党がこの延長を承認した。2014年、フーシ派のサナアへの進入に伴う暴力をとりあえず終了し、選挙の実施と新憲法の制定を含むNDCの実施を呼びかける平和・国民連携協定（Peace and National Partnership Agreement）に13の政党が署名した。

2015年、フーシ派は、憲法は無効であると宣言し、議会を解散し、任命による最高革命委員会（Supreme Revolutionary Committee）を最高統治機関として設置することを発表した。フーシ派と連携したGPCは最高政治評議会（Supreme Political Council）の設置とサナアでの議会の再招集を発表し、それに続いて「救国政府」が発表された。これらの機関は政府機関として国際的に認知されず、議会選挙は2018年に実施されなかった。国連主導の政治プロセスは年末時点で続いていた。

政党と政治参加：法律は政党に対し、各メンバーの資格を特定地域の居住者、又は特定の部族、宗派、階級、若しくは職業のメンバーに限らないことを求めている。

女性及びマイノリティーの参加：女性又はマイノリティーのメンバーの政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、彼らは2012年の1人候補者選挙に参加した。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

法律は公務員の汚職について刑罰を定めているが、政府は法律を有効に実施しなかった。2018年の公務員の汚職について報告があった。煩わしい刑事訴訟手続は、政治的エリートのための法制度を別途生み出す。憲法によると、副大臣又はそれ以上の公務員の犯罪捜査を行うには議会メンバーの5分の1の承認が必要である。その上で、犯罪捜査の結果を起訴のため検事総長に上申するには、議会の3分の2と大統領の許可が必要である。フーシ派が2015年に議会を解散する前は、政府はこの手続を使用せず、その後も使用していない。

汚職：汚職は国内全体に行き渡っており、観測筋が報告した卑劣な不正行為は、ほとんどすべての官庁にあった。求職者が職位を購入するように期待されるのはしばしばである。税務調査官は査定を低く抑えて差額をポケットに入れると観測筋は考えていた。多くの政府高官と官公庁職員は、しなかった仕事について給与を受け取るか、同じ仕事について複数の給与を受け取った。汚職が政府調達にも影響を及ぼすのは普通のことであった。汚職と闇市場の物品は、概してフーシ派の支配地域のここかしこで、特にサナアからコントロールされる機関で増加した。

トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) など、内外観測筋による最近の分析は、汚職が政府のあらゆる部門とレベルで、特に治安部門で深刻な問題であるということ結論が一致した。国外の観測筋によると、政府高官は内部取り決め、着服、収賄によって私腹を肥やしたとのことである。政治指導者と大半の政府機関が汚職と戦うために講じた措置は取るに足りないものであった。情報を得た地元の観測筋の見解では、最終的に現在の国内紛争を引き起こした2011年の抗議の主な原因は、数十年に及ぶ連邦政府に蔓延する汚職に対する怒りであった。

中央統制・監査機関 (Central Organization for Control and Audit) は、公的支出の国家的監査機関であり汚職の捜査機関である。これが2015年以降行った捜査で知られているものはない。

いくつかの警察署には治安部隊による虐待を調査する内務担当部署があり、市民は検察官事務所に苦情を申し立てる権限を有すると報じられていた。内務省には市民が虐待を申し立てて捜査を求めるためのファックス回線があった。同省が受けたか捜査した苦情件数についても、この仕組みがなお存在するかについても、情報が得られなかった。

兵隊や治安部隊を含む全公務員のバイオメトリック情報を集め、何万人もの詐欺的で重複した名前を給与支払簿から削除するように設計された集中登録簿を作る政府の計画は、2015年のフーシ派による武力での政権奪取の後停止された。兵隊と治安部隊への支払いを銀行や郵便局の口座を通じて行うシステムも、政府が実施を停止した。紛

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

争勃発の前、このシステムは、それまで兵隊に現金で支払っていた支払担当者を迂回していた。

紛争勃発の前、汚職と戦う最高国家機関（Supreme National Authority for Combating Corruption：SNACC）は苦情を受けて、汚職に対する認識を高めるプログラムを作成した。それは政府、市民社会、及び民間部門の各代表者から成る評議会を含んでいた。特に財務分析の面での能力不足が SNACC を妨げた。政府によると、SNACC は 2018 年、「極めて低いレベルで」活動を続けたとのことであった。しかし、苦情や送検の件数については情報が入手できなかった。

資産公開：法律は、大臣、副大臣、機関の長、議会メンバー、シューラ評議会（Shura Council）メンバーがすべて、金融資産を毎年開示することを求めている。申告者は開示物を SNACC に提出して確認を求める。情報は公開されていなかった。SNACC は他の政府職員にも開示を求めることができ、虚偽情報の提出に対しては刑罰を科す。子供と配偶者の資産については、法律は開示を求めている。公務員が法律を順守したかどうかについては情報がなかった。

第 5 節 人権侵害疑惑に関する国際組織及び非政府組織の現地調査に対する政府の姿勢

大半の人権グループは、連合軍によって入国が阻止され、連合軍はサナア市の空港を閉鎖して首都を出入りするすべての航空便の到着と出発を支配していたと報告した。国際人権グループは、否定的な報告を発表した後、ROYG とフーシ派部隊の両方と提携しているメディアの標的になった。フーシ派のような非国家主体は 2018 年、国内の人権 NGO に深刻な嫌がらせを働いた（第 2 節 b 項も併せて参照）。

国連その他の国際機関：連合軍と ROYG は、特にイエメン国連検証・検査機構（Verification and Inspection Mechanism for Yemen）を通じて国連と協力し、商業輸入貨物と人道支援物資の引き渡しを処理した。国連と人道支援組織によると、連合軍の引き延ばしと拒否が 80～90%の商業物品と人道物品の人々への引き渡しを妨害しているとのことである。どの当事者も支援物資を配給する国連と人道支援組織にアクセスを許可したが、封鎖、検問所、道路状態、官僚手続上の障害、継続する武力紛争のため、配給には依然として障害があった。

政府の人権団体：2015 年、大統領命令番号 13 は、2011 年以降の人権侵害疑惑をすべて調査する中立的グループとして NCIHVHR を設置した。この委員会は、法律、司法、又は人権の経歴を持つ委員長と 8 人の委員から成る。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

第6節 差別，社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティックバイオレンス：法律は強姦を犯罪と定めているが、配偶者の強姦を犯罪とはしていない。強姦に対する刑罰は最長 25 年の禁固刑である。政府はこの法律を有効に施行しなかった。

強姦の統計は信頼できるものがなかった。加害者を起訴できない場合、当局は強姦の被害者を情交の容疑で起訴することが法律により可能である。2018 年、強姦の訴訟で公的に報告されたものは少数だった。2018 年 3 月 30 日、女性がアル・カウクハで薪を集めている時に、「ラマドハナ (Ramadhana)」と名乗ったスーダンの傭兵がその女性を強姦したと言われた。政府軍は、この事件の捜査を拒否したと報告されている。法律により、加害者の告白がなければ、強姦に遭った人は男性の犯罪目撃者を 4 人提供しなければならない。

法律は、当局は女性を殺したとの判決を受けた男を処刑すべきであると定めている。しかし、「名誉」殺人を犯したか、態度が「下品」若しくは「反抗的」であると思う女性を暴行若しくは殺害した人間については、刑法が酌量減刑を認めている。鞭打ち、強制隔離、拘禁、早期かつ強制的な結婚などといった他の種類の性に基づく虐待は、法律に定めがない。

法律は、暴力から人を保護するという一般的表題の下で、配偶者による強姦を除く家庭内暴力に対する保護を女性に提供しているが、当局はこの規定を有効に施行しなかった。犠牲者が家庭内虐待を警察に通報するのは稀であったし、家庭内虐待のケースでの刑事訴訟は稀であった。

女性性器切除／女子割礼 (FGM/C)：法律は FGM/C を禁止していないが、HRW によると、2001 年閣僚指示は政府機関及び医療施設でのこの慣習を禁止したとのことである。その実施率についての 2018 年のデータは存在していなかったが、メディアと国連報告の 2015 年のデータは、その率が約 15～20%であることを示唆している。

セクシャルハラスメント：法律はセクシャルハラスメントを特に禁止しているわけではないが、刑法は「恥ずべき」又は「不道德な」行為を犯罪としている。ただし、当局がこの法律を施行した例は稀である。セクシャルハラスメントは女性にとって大きな問題であった。

人口抑制の強要：強制中絶や不本意な不妊手術の報告はなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

差別：女性は生活のあらゆる面で、法律と慣行の両方に深く刻み込まれた差別に直面した。平等な保護を強制する仕組みは弱く、政府はそれを有効に実施できなかった。

女性は男性後見人の許可がなければ結婚できず、相続、離婚、子供の監護権において平等の権利を持たず、法的保護をほとんど与えられていない。雇用、与信、支払い、企業の所有や経営、教育、住居などの分野で差別を経験した（第 7 節 d 項を参照）。2015 年の女性の識字率が男性の 85% に対し推定 55% であるということが、この差別を際立たせた。

女性が病院に入院するには男性の親戚による同意がしばしば必要であった。これは、家庭の男性がしばしば不在であるか死亡している人道的状況において深刻な問題を引き起こした。

女性は裁判所で不平等な扱いを受けた。そこでは女性の証言は男性の証言の半分に相当する。

夫は法廷で理由を示すことなく妻と離婚してよい。正式の法制度では、女性は理由を示さなければならない。

外国人との結婚を望む市民は内務省の許可を得なければならない（第 1 節 f 項を参照）。外国人との結婚を望む女性は両親の同意を示す証拠を提出しなければならない。男性市民との結婚を望む外国人女性は、自分の「行いと態度が良い」ことを内務省に証明しなければならない。

女性は経済的差別を受けた（第 7 節 d 項を参照）。

子供

出生登録：市民権は子供の両親から派生する。父親がイエメン人である子供は市民である。イエメン人の女性は、父親が外国生まれである子供に市民権を与えることができるが、子供がイエメンで生まれたことがその条件である。子供がイエメンで生まれなかった場合、女性が市民権を子供に与えることを内務省が許可することが稀にあるが、父親が死亡するか子供を放棄することがその条件である。

普遍的な出生登録はなく、多くの両親（特に農村地域の）は子供を登録しないか、出生から数年経って登録した。子供が学校に登録するには出生証明書を持っていないといけないという要件は普遍的には施行されておらず、登録がないことを根拠に当局が子供への教育や医療のサービス、便益の提供を拒否したという報告はなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

教育：法律は普遍的、義務的、かつ授業料無料の 6 歳から 15 歳までの教育を定めている。公立学校は中学レベルまでの子供に対し無料であったが、少女を中心に多くの子供にとってアクセスは容易でなかった。就学統計については、UNICEF の 2018 年・人道的状況報告 (2018 Humanitarian Situation Report) を参照されたい。

UNICEF は、2015 年に紛争が激化して以来 50 万人近い子供が学校に来なくなったと報告しており、2018 年 3 月に公表された UNICEF の評価では、就学していない子供の総数は 200 万人になった。一方、公立学校の教師の 4 分の 3 近くが 1 年以上にわたって給与の支払いを受けておらず、さらに 450 万人の子供の教育が大きなリスクにさらされている。

児童虐待：法律には児童虐待の定義も禁止規定もなく、その広がりについて信頼できるデータはなかった。当局は子供に対する暴力を家庭の問題と考えていた。

早期結婚及び強制結婚：早期結婚と強制結婚は重大な広範囲に及ぶ問題であった。紛争は状況を増幅させた模様であり、現地 NGO と国際 NGO によると、経済不安のため金銭的理由での強制結婚と子供の結婚が増加したとのことであった。結婚の最低年齢はなく、少女達は 8 歳という若さで結婚していた。

児童の性的搾取：法律は法定強姦を定義しておらず、合意性行為に最低年齢を定めていない。法律はポルノ（児童ポルノを含む）を禁止しているが、法律による禁止が包括的であるか否かについては情報が入手できなかった。子供の権利法 (Child Rights Law) 第 161 条は児童買春を犯罪と定めている。

子供の兵隊：第 1 節 g 項の「子供の兵隊」を参照のこと。

国際的な子の奪取：イエメンは 1980 年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国ではない。国務省の親による子供の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Parental Child Abduction) を参照されたい (<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data.html>)。

反ユダヤ政策

約 50 人のユダヤ人がイエメンに残っていた。メディアの報告によると、イスラエルのユダヤ機関 (Jewish Agency) が 2016 年に 19 人のユダヤ人をイスラエルに移送することに成功した後は、大半がサナア市の閉鎖された収容所に住んだ。紛争継続が法の施行を一層弱め、ユダヤ人コミュニティーを危機状態に置いた。結果として多くがイエメンを脱出した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

国務省の「世界の信教の自由に関する報告書」を参照されたい (www.state.gov/religiousfreedomreport/)。

反ユダヤ的資料は稀であった。イエメンのユダヤ人についてのメディアの扱いは概して好意的であった。しかし、フーシ派の運動は「イスラエルに死を、ユダヤ人に呪いを」などといった反ユダヤのスローガンを掲げ、反イスラエルの言葉使いが時々反ユダヤ的発言に滲みこんだ。フーシ派は 2018 年全体を通じてそうした資料やスローガンを広め、例えば反イスラエルのスローガンや過激主義的言葉使いを小学校教育のカリキュラムや本に加えた。メディアの報告によると、2018 年 1 月にオンラインで拡散された映像の中で AQAP の地位の高いリーダーの 1 人がユダヤ人への暴力を呼びかけた。その中で彼は、「占領地内のイスラム教徒はすべてのユダヤ人を殺さなければならず、ひき殺してもよく、刺してもよく、いかなる武器を使用してもよく、自宅を燃やしてもよい」と語った。

ユダヤ人コミュニティーのメンバーは軍や連邦政府で働く資格を持たない。当局はユダヤ人達がイエメンの儀式用短剣を携行するのを禁止している。

人身売買

国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照されたい (www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)。

障害者

障害者の権利とケアを命じる法律がいくつかあるが、政府はそれを施行しなかった。法律は障害者が障害のない人と同じ権利を行使することを許しているが、これは実際には起きなかった。社会的汚名と当局の無関心が実施への障害であった。

法律は官庁の仕事の 5% を障害者のために用意し、障害者の大学への受け入れを命じ、障害者の授業料を免除し、学校が障害者にとってアクセスしやすくなることを求めている。当局がこれらの法律をどこまで実施したかは不明であった。

障害のある子供は公立学校に通学できるが、学校がそうした子供のために特別の便宜を図ったわけではない。

法律は、新しい建物には障害者のためのアクセスを用意するように命じているが、順守度合いは低かった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

教育機関とメンタルヘルス機関での障害者虐待のパターンに関する情報は公表されていなかった。

障害者の権利の保護は社会問題・労働省（Ministry of Social Affairs and Labor）の管轄である。ROYG は世界銀行と引き続き協力して、社会発展基金を運営することができなかったが、同省もまた障害者ケア・リハビリ基金（Fund for the Care and Rehabilitation of the Disabled）を監督できず、同基金は限られた基本的サービスを提供し、障害者を支援する 60 を超える NGO を支えた。

国籍／人種／少数民族

人種差別は違法であるが、ムハマシーン（Muhamasheen）又はアフダム（Akhdam）のコミュニティーやムワラディーン（Muwaladeen）（両親が外国人であるイエメン人）のようないくつかの集団は人種、民族、社会的地位に基づく社会的、制度的な差別に直面した。昔から道路掃除のような賤しい仕事に就いているムハマシーンは、一般に暮らしが貧しく、終わりのない社会的差別に耐えた。女性が下層階級であるため襲った者が一般に刑事免責となることから、ムハマシーンの女性は特に、強姦やその他の虐待に遭いやすかった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別、及びその他の虐待

刑法は合意に基づく同性間の性行為を犯罪と定めており、イエメンのイスラム法解釈の下で死刑を制裁として科している。レズビアン、ゲイ、両性愛、トランス・ジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々が処刑されたという話は 10 年以上知られていない。

政府は LGBTI の人への暴力や差別を公式に報告するほど「意味のある」こととは考えていなかった。

合意に基づく同性間の性行為が違法であり厳しい刑罰がありうるため、自己の性的指向や性同一性を率直に明らかにする LGBTI はほとんどいなかった。LGBTI であることが知られている人や疑われた人は、差別に直面した。

LGBTI の組織は存在しなかった。政府は LGBTI に関係するコンテンツを含むインターネット・サイトへのアクセスを阻止した。

HIV 及び AIDS の社会的汚名

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

HIV/AIDS 患者に対する社会的暴力の報告はなかったが、このテーマは社会的に微妙であり、めったに議論されなかった。HIV/AIDS 患者に対する差別は刑事犯罪であり、2018 年に差別事件が起きたという報告があったか否かについての情報は入手できなかった。

第 7 節 労働者の権利

政府による労働法の施行は、紛争が続いたため貧弱若しくは不在であった。労働法は依然有効であるが、フーシ派がその実施を管轄する省庁を掌握していた。

a. 結社の自由及び団体交渉権

労働規約は、民間部門の有給従業員が組合に加入し団体交渉を行う権利を定めている。この保護は公務員、日雇労働者、家事使用人、外国人労働者、及び合計で労働力の大多数を構成するその他の集団には適用されない。公務規約は公務員を対象とする。法律は概して、組合活動を理由にした解雇の禁止など、反組合的差別を禁じている。

組合はメンバーに代わって賃金妥結を交渉してもよく、またストライキ又はその他の措置をとって要求を達成できるが、労働者がストライキを行う権利を有するのは、予め交渉や仲裁を試みて不調に終わった場合に限られる。労働者は雇用主と政府に事前通知をして、イエメン労働組合総連合（General Federation of Yemen Workers' Trade Unions : GFYWTU）事務局の事前承認書を取得しなければならない。「政治目的」のためにストライキを行ってはならない。ストライキは関係する全労働者の 60%以上に対して提案しなければならず、そのうち 25%がストライキ実施に賛成票を投じなければならない。

政府は、結社の自由と団体交渉の権利についての法律を施行しなかった。

GFYWTU は、政府と正式に提携しているわけではないが、唯一の公式の連合であり、政府と協力して労働争議を解決した。実際の問題として、組合のストライキをする力は、その政治的な力に依存した。暫定政府の下、当局は組合と団体を、どこかの政党とつながっているのではないかとしばしば責めた。

b. 強制労働の禁止

人間を「買う、売る、贈物として提供する、取引する」人に最長 10 年の禁固刑を定めている。この法律が取引と移動に焦点を狭く絞っているのは、法律が多く形の強制労働を犯罪としていないことを意味する。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

紛争の継続、資源の不足、及びエリート（その多くはこうした形の労働を支持した）の利益が原因となって、ROYGは法律を有効に施行しなかった。

情報は限定的であるが、過去には都会と農村地域の両方で強制労働が多数報告されていた。いくつかの情報筋によると、人間を財産のように取引する動産奴隷の慣行が続いた。この慣行を詳しく示す公式の統計はなかった。観測筋によると、アル・フダイダ（al-Hudaydah）県とアル・マーウィット（al-Mahwit）県には奴隷として売られたか相続された男、女、子供が他に数百人いるかもしれないとのことであった。いくつかの例では、雇用主が子供に家庭内労役や農業労働を（第7節c項を参照）、女性に家庭内労役や売春を強制したとのことである。

移民労働者と難民は強制労働の状況に陥りやすかった。例えば、一部のエチオピア人、エリトリア人、ソマリア人はカット農場での労働を強制されていた（カットは、興奮成分を含む顕花植物である）。この集団の一部の女性と子供は、家庭内労役での搾取も受けていた可能性がある。

国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を併せて参照のこと（www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/）。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は児童労働を禁じているが、政府はその規制を有効に実施しなかった。社会問題・労働省内の児童労働撲滅部（Combating Child Labor Unit : CCLU）が児童労働についての法律と規制の実施を担当した。

イエメンの最低雇用年齢は14歳又は義務教育修了年齢（一般的に15歳）以上である。

正式に契約した18歳未満の子供は、1日6時間以下、連続4時間の後に1時間の休憩、平日の午前7時から午後7時までを条件に働いてもよい。

児童労働は、その最悪形態も含め一般的であった。入手可能な最新のデータである2013年の国際労働機関の調査によると、130万人以上の子供が労働力に参加していた。

農村地域では、家庭の貧困と従来慣行のために、多くの子供が自給自足農業での労働に就いた。都会地域では、子供は店や工場で働き、物品を売り、街路で物乞いをした。いくつかの産業や建設現場でも子供が働いた。継続する不景気のため、数百人の子供がしかたなく危険な漁業、建設、鉱業部門に仕事を求めた。廃棄物埋め立ての危険な状況でも子供が働いたと伝えられている。HRWによると、イエメン内の全戦闘員のうち3分の1近くが18歳未満であった（第1節g項の「子供の兵隊」を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」を併せて参照されたい (www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/)。

d. 雇用又は職業に関する差別

労働法は、性的指向、政治的意見、国籍、社会的起源、性同一性、HIV が陽性か陰性か、その他の伝染性疾患に基づいた雇用差別を取り上げていない。人種、性、障害に基づく差別は、雇用と職業における深刻な問題であり続けた。

ムハマシーンに対する人種と雇用の差別は一つの問題であった。障害者は採用で差別され、職場へのアクセスを制限された (第 6 節を参照)。外国人労働者は組合に加入できるが、役職に選ばれることはできない。公式の労働市場には女性はほとんど存在せず、労働力参加率は 6% もの低水準にある。

e. 受入れ可能な労働条件

民間部門では最低賃金が定められていなかった。公務員の最低賃金は推定貧困収入レベルより高かった。しかし、1 カ月当たり約 2 万 7,000 イエメン・リアル (39 ドル) から 12 万イエメン・リアル (171 ドル) にわたる公務員の給与の支払いは過去数年間は不安定であり、大半は大家族を養うためには少なすぎる。

法律は週間労働時間を最大 48 時間、1 日の労働時間を 8 時間と定めているが、多くの工場や店は 10~12 時間のシフトで営業し、処罰されなかった。政府職員の週労働時間 35 時間は、日曜から木曜まで名目的に 1 日当たり 7 時間であった。法律は超過勤務手当と有給の休日及び休暇を義務付けており、過度の又は強制的な超過勤務を禁じている。

法律は労働安全衛生基準を定めている。それによると、各雇用主は業界に適した安全で健康的な条件を労働者に提供しなければならない。法律は危険な労働環境から離れる労働者の権利を認めており、労働者は、そうした行動を理由にした解雇に対し法廷で異議を申し立ててもよい。安全についての法律は家事使用人、臨時労働者、農業労働者には適用されない。

政府による労働法の施行は貧弱若しくは不在であった。刑罰は、仮に実行されたとしても、違反を抑止するには不十分だった。労働条件は概して悪く、賃金や超過労働の違反がありふれていた。外国人移民労働者と、若者や女性の労働者は、一般に最も搾取的な労働条件の下にいた。労働条件は非公式部門では悪く、労働力の推定 89% が同部門に所属していた。2018 年の労働関連の事故又は死亡者については信頼できる情報が入手できなかった。